# SSUMES vol. 716



2011. 福祉タイムズ

http://www.knsyk.jp



# 〈写真・菊地信夫〉

# 地域に若者を呼び戻したい

高城芳之さん(28歳)の転機は大学3年生の春、大学祭実行委員として特別支援学級の教員に出会い、初めてボランティアに参加した。「地域活動に興味のある学生は意外とたくさんいるのに、ほとんどが卒業と同時に遠ざかってしまう。若い世代と地域をつなぐ場が必要と感じたんです」そう振り返る高城さんは現在、"ワクワクで横浜を横つなぎ"をテーマに活動する、(N)アクションポート横浜の事務局長として、参加者も自分自身もワクワク盛り上がる企画や、若者世代が参加しやすい活動づくりに知恵を絞る。

# contents

- 02 特集 高まる市民後見人への期待と課題
- 04 NEWS & TOPICS
  - ・改正介護保険法成立
  - ・第61回社会を明るくする運動
- 06 私のおすすめ

携帯電話用検索サイト「バリぐる」

- 07 福祉最前線 財神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会
- 08 連載 福祉社会をひらく~県社協60年-第4回-
- 10 県社協のひろば
  - ・第1回東日本大震災に学ぶシンポジウム報告
  - ・福祉作文コンクール、ともしびポスター・絵本 コンテスト作品募集
- 12 **かながわ% 情報** エネジーCOLORS 「カラ―セラピー」

地域福祉の観点から、権利擁護の中核拠点づくりを考える

まれました。 による市民後見人の養成、 部を改正する法律」(改正介護保険法・関連記事三面)では、新たに市町村 六月十五日に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の 市民後見人の活動の支援体制づくりなどが盛り込

見人とは何か、 ところですが、 本県でも横須賀市や鎌倉市等で市民後見人養成の取り組みが始まっている 今後の市民後見制度の推進に向けた課題を整理します。 なぜ今、 市民後見人が注目されているのか、そもそも市民後

# それに伴う後見人確保の課題 成年後見制度利用の広がりと

で十一年目を迎えます。 じく平成十二年四月に始まり、 全国の成年後見関係の申立件数は 成年後見制度は、 介護保険法と同 今年

九件 による申立件数 (※1) は三千百 く増加しました。 れるケースが増え続け、 親族以外の第三者が後見人に選任さ %にまで低下しています。一方で、 ていた親族後見人が、現在は約五九 い伸びを見せています。【グラフ1 年々増え続け、 %を占めました。 (前年比約二五・八%増)と著し (前年比約九・八%増) と大き 平成十六年に約八〇%を占め 成年後見人等と本人の関係 特に昨年は三万七十 中でも市区町村長 【グラフ2】 昨年は約四

> ます。【グラフ3】 数年、前年比四〇%増を更新してい れます。第三者後見人で件数を伸ば 人です。ただし、 についても件数の伸びに鈍化が見ら しているのは「法人」で、特にここ この専門職後見人

挙げられます。 れますが、この制度を支えていくた 見制度の利用は増大していくと思わ 身の高齢化、 しては、親族関係の希薄化や親族自 第三者後見人が求められる要因と い手の確保です。 の課題の一つが、 親族間紛争の深刻化が 今後もさらに成年後 成年後見人等の

# 市民ならではの後見活動に期待

確保に向けて、 現状の分析と課題の検討」 研究会がまとめた「成年後見制度の 十二年七月) 人後見の活用、③市民後見人の活用、 財民事法務協会の、成年後見制度 では、 ①報酬の確保、 第三者後見人の (平成二 ② 法

法書士・社会福祉士等の専門職後見

三者後見人の多くは弁護士・司

から、成年後見に関する一定の知 の意欲や倫理観が高い一 資格は持たないものの、 度)では、 成年後見法学会報告書 や技術・態度を身に付けた良質の第 三者後見人」と整理しています。 方式(※2)等が議論されています。 「市民後見人」については、 「弁護士や司法書士等の (平成十八年 般市民の 社会貢献

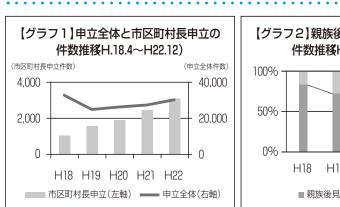
実させる配慮を含めて、 ことが求められています。 の管理だけではなく、 市民後見人については、単に不足 生活の質を充 権利を守る

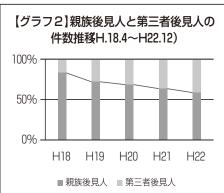
見活動が期待されています。(※3) など、一般の市民感覚を尊重した後 限に活用した後見のあり方の追求 後見人との代替えとしてではなく する第三者後見人の受けⅢや専門職 な後見活動」「市民という立場を最大 「身近な生活圏域における支え合い」 **一頻度の高い訪問などのきめ細やか** 

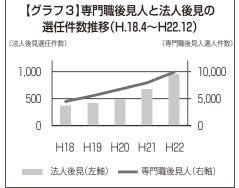
# 横須賀市・鎌倉市の市民後見人養成

業」として、 ての役割を担っています。 できた経験を生かし、 託を受け、 を行っています。 中から後見人候補者の選考や推薦等 民後見人の養成を開始し、平成二十 年に「よこすか市民後見人運営事 横須賀市は、平成十九年度から市 法人後見事業に取り組ん 研修の実施や受講者の 横須賀市社協が委 推進拠点とし

④専門職後見人と法人・市民のリ そもそも成年後見人等には、財産 【グラフ3】専門職後見人と法人後見の 選任件数推移(H.18.4~H22.12) (専門職後見人選人件数 10,000







(最高裁判所事務総局家庭局)から作成。平成20年1月より、調査時点が1月から12月までの1年間となっている。 ※「成年後見関係事件の概況」

修を実施しているところです。 ています。これまで七名が後見人と 職との複数後見人として受任、 して活動しており、 上監護を主とすること等が定められ ための条件は、①市長申立、 研修修了者が後見人候補者となる 現在四期生の研 ②専門

でないこと等としています。 産が多額でない、⑤身上監護が困難 ルがない、④申立時点で管理する財 NPO法人との複数後見人として受 が登録されています。後見人として 民後見人養成を行い始め、現在七名 活動するには、①市長申立、 鎌倉市は、平成二十一年度から市 ③親族間で財産をめぐるトラブ ②市内

# の中核拠点(センター)の必要性 市民後見人制度を推進するため

日本社会福祉士会から、厚生労働省 に「市民後見人のあり方に関する意 昨年九月、日本弁護士連合会と社 が提出されました。

意見書には、公的責任下での権

民後見人の有する権限・責務の重大 修が先行していることについて、「市 監督体制を整備しないまま、 と等がまとめられています。 **点(センター)整備が必要であるこ** であること、さらに十分な研修の義 擁護の観点に立った制度整備が必要 貫した体制構築、その中核となる拠 務付けや、養成・支援・監督等の 市民後見人養成後の支援 養成研

> ある」と指摘しました。 性に鑑みると、 極めて危険な事態で

れがあります。 見制度の仕組み自体の信用を失う恐 見活動が見過ごされた場合、 体制が不十分なために、不適切な後 見人と同様の権限や責務を負いま 制度上、市民後見人も、 市民後見人養成後の監督・支援 専門職後 市民後

可欠です。 面からも、 信頼性、 体制が欠かせません。特に、公平性、 監督までを行う、 行うためには、養成後の登録・支援・ 市民ならではの有意義な後見活動を 市民が後見人として誇りを持ち、 継続性、 行政等の公的な関与が不 組織的な後方支援 財源的基盤確保の

施等の役割を担っています。 ネットワークの活用、法人後見の実 申立支援、 推進機関」となり、後見制度相談や です。区市町村社協等が「成年後見 成年後見制度の利用促進を図るもの 後見制度推進機関が協働しながら、 関」を設置し、都と区市町村、 各区市町村が「成年後見制度推進機 業」を実施しています。この事業は、 成年後見活用あんしん生活創造事 東京都では平成十七年四月か 後見人のサポート、 成年 地域

事業」を実施しています。 とした「東京都後見人等候補者養成 型後見人の養成を目指すことを目的 たな担い手の確保に向け、社会貢献 また、同年十二月から後見人の新 **¾**4

# 身近な地域における権利擁護ネッ トワークづくりの推進に向けて

その人らしい生活を支える権利擁護 ネットワークづくりの推進を図りま や相談・支援体制の実情に応じた、 を行うとともに、市町村の社会資源 まるなど、広がりを見せています。 見事業の支援等を行っています。新 促進に向けて、市町村社協の法人後 な地域における成年後見制度の利用 成年後見推進センター」では、身近 成・支援のあり方について情報収集 たに、綾瀬市社協と三浦市社協で法 人後見受任についての取り組みが始 市町村における市民後見人の養 本会が県から受託する「かながわ

# \* 1 ※2 「リレー方式」とは、当初は専門職でな の福祉を図るため特に必要があると認めると や知的障害者福祉法、 の親族等に申立権がありますが、 きは」市区町村長による申立ができるとして 旅等に申立権がありますが、老人福祉法成年後見制度は本人・配偶者・四親等内 、精神保健福祉法で「そ

八月)に掲載された、岩間伸之氏の論文「市※3 「月刊福祉93巻」(全社協・平成二十二年 民後見人の理念とこれからの課題」を参考・ 支援のできる親族後見人や市民後見人、法人 定の解決が図られた場合に、本人に寄り添う も、それらの課題が専門職後見人によって一 ければ対処できない課題を抱えた方であって 後見人に引き継いでいくという考え方です。

東京都の「成年後見活用あんしん生活創

\* 4 については、 造事業」や「東京都後見人等候補者養成事業」 jp/kiban/sodan/kouken/jigyou/index.html ゃ。http://www.fukushihoken.metro.tokyo. ホームページで公表されていま

# (かながわ権利擁護相談センター)

す。

# 専門職後見人からの声

## 横浜弁護士会 弁護士 千木良 正

成年後見の相談を受けているときに、しばしば、 の職種の人が成年後見人にふさわしいでしょうか」 と質問されることがあります。

本人の状況は日々刻々と変わります。それに伴い、 本人のニーズも変わっていきます。本人が法的紛争 を抱えているのであれば、弁護士が成年後見人とな ることがふさわしいと言えるでしょう。しかし、法 的紛争が解決され、被後見人の状況も安定したので あれば、被後見人の身上監護への配慮のためには社 会福祉士の方がふさわしいこともあるでしょうし、 場合によっては、地域における日常的な見守り、 め細やかな対応が期待できる市民後見人の方がふさ わしい案件もあると思います(いわゆるリレー方式)。

本人のニーズに応じ、適切な支援ができるように するためにも、地域の中に行政や専門職、市民を含 んだ権利擁護のための地域ネットワークが必要不可 欠です。そのネットワークの中で、市民後見人の役 割やあるべき姿が見えてくることになると思います。

対

# 地 実現を目指して 域包括. ケアシステ 厶 **(**)

正介護保険 法 成 立

と評価 による ビス 法改 法等 福 ると指摘しました。 を支える体制 テ ビスや地 正 設したことで、 保険 ける 4 介護 祉法 六月 昨 弦正にお 年十一月 0 0 <u>\*</u> 意見」 保険 基盤 ΰ 部 などを改 十 「介護 域包括支援 0 会 部を改正する法律 Ŧî. 法 9 0) W 強化のため H (部会長 ર્ષ્ 保険 第 て、 で が、 0) は、 が成立しました。 地 社会保障審議会介 正 護保険 する な 地 歩を踏み 域 地 制 :山崎泰彦氏 域全体 包括 セン お 域 平 度 成十 密着 0) 0) )見直 介護 夕 法 介護保険 ケアシス で介護 型 七 や老人 分で、 出 1 した 年 # を

す。 が 型 材 規

度の要介護者を地 例えば、 医療ニー ズの 域で介護 高 11 じょ 方

\* す。 は、 障 財

殺、 うとする場合、 なるなど、 ざるを得 を含め いことから、 高 配齢者 た頻 介護を苦にした殺 介護する家族の 0 な 孤 回 専門的 独 状況 自 [なケ 宅で 死 ア等が いがあり 介護者 0) なケアや夜 生 2必要に 一活を諦 人や自 ま 負  $\mathcal{O}$ 担 が

> ま 題 齢 み って 世 が 化 帯 生 じるなど、 4 介護者自 、ます 0) 地 域 支援 身 単 0 認 身 0 心必要性 知 高齢者 症等 が 0) 間 0

行えるよう条件を整備して = サー 盛り 等 模多機能型居宅介護を行う複 十 応 不足 L が、 型 か 兀 れ ズの増加を見込み、 ]時間対· が指 サー Ļ 込まれました。また、 ビスなど、 を受けて今回 たん すでに介護職員 ビスや、 摘される状況下 の吸引などの 応 0) 新たなサ 定期 訪問 0) 巡 改 介護 看 回 正 11 信護と小 で、 行為を 等 1 で ます 随 福 矢 ビ 0 は سلح ス 時 療

士

ように職員 税制 今後国会で議論される予定で 確 ス テム 員 環境づくりは 保 0) が 0) 処 0) 不可欠です 遇 、を確保するか、 確立には、 体 改善と 的 改革に 大きな課 が、 地 安定した 域 9 社会保 包括 働 題 11 3 ケ

ア

غ

源

ゃ

す

U

職

0)

上で、生活上の安全・安心・健康を確保す応じた住宅が提供されることを基本とした ような地域での体制」と定義されています。 ビスが日常生活の場 るために、 「地域包括ケアシステム」とは、 祖サー 平成二十年度事業) 域包括ケア研究会報告書」 ビスを含めた様々な生活支援サー 医療や介護、 で、 予防のみならず、 適切に提供できる Ξ **序生労働** ズに

省分

整

情報提供担当)

# 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の概要

(平成23年4月5日国会提出)

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切 れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

## 1. 医療と介護の連携の強化等

- ①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

## 2.介護人材の確保とサービスの質の向上

- ①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ②介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

## 3. 高齢者の住まいの整備等

- ①有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
- ②社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。
- \*厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

## 4.認知症対策の推進

- ①市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ②市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

## 5.保険者による主体的な取組の推進

- ①介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ②地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

## 6.保険料の上昇の緩和

○各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

※3②については、国会提出後、衆議院において削除されています。

# 福祉のうごき

2011年5月31日~6月29日

# ●社会保障改革案まとまる

政府の社会保障改革に関する集中検討会議は 6月2日、社会保障改革案をまとめた。改革の 優先順位として、①子ども・子育て支援、若者 雇用対策、②医療・介護等のサービス改革、③ 年金改革、④制度横断的課題としての「貧困 格差対策(重層的セーフティネット)| 「低所得 者対策」を挙げている。改革の財源として、消 費税率を引き上げる方針だが、協議は難航する 見通しである。

# ●成年後見制度と選挙権をめぐる訴訟

成年被後見人に選挙権を認めない公職選挙法 は憲法違反だとして、選挙権の回復を求め、茨 城県に住む知的障害者(被後見人)が国を訴え ている。これに対し国は、「被後見人とは事理弁識 能力を欠く状態にある人であり、意思能力がな い。だから法律行為をする能力もなく無効。選 挙権はない」と応じ、争う構えを見せている。 今後、障害者の選挙権への合理的配慮について 議論の高まりが予想される。

# ●障害者虐待防止法成立へ

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律」が6月17日に成立、来年 10月から施行される。家庭内に限らず、福祉施 設や雇用の場での障害者虐待について、早期発 見に向け、市町村への通報を義務付けた。市町 村に通報窓口として「障害者虐待防止センター」、 都道府県に市町村に対して情報提供や助言をす る「障害者権利擁護センター」を設けることに なる。

れていくこと、犯罪や非行に陥 ろうと決意した人を社会で受け 自覚と努力も必要ですが、 八たちの 返さないためには、 <sup>^</sup>社会を明るくする運 とても大切なことです 、よう地 力を合わ 非行 や非行をした人が過ちを繰 更 0 域で支えていくこと 生 かせて、 防止と、 0 犯罪や非行 罪を犯 本人の て理解を深 動 立ち直 した は 強 ら、 犯罪者の立ち直りについて考える 目 る 更生 委員会により、 今年度は特に、 保護・福祉

なく再 を深 人が、 を犯した高齢もしくは障 」が開催されます(十 更 生保護と福祉従事者との 犯につながりやす 必要な支援を受けること 地域生活を支援する輪 一面 Ń 状況 害の [参照) 連 あ か

犯 人

É

Movement

**welfare** 

useihogoshinkou/hogo\_hogo06 http://www.moj.go.jp/hogo1/ko

会的 女性 を迎えます。 動 的 な運動です。 が展開され 明 会 役割を担う皆さんを中心に る 11 社会を築こうとする全 民生委員児童委員など 保護司、 今年で六十 更生保 口

〜犯罪や非行を防止し、

立ち

直りを支える地域のチカラ~

社会を明るくする運

動

玉

犯罪

合 を目的に、 11 ・ます。 わせてリー 本会では、 本会ホーム 毎 この 年七月の 運 動

# 本会ホームページ

同

運 動

の中央推

福祉的視点から

syakyou/pdf/23\_syamei.pdf http://www.knsyk.jp/s/global\_ 法務省、社会を明るくする運動 ームページ

しましたので、ぜひご覧ください を広げることがねらい フレットを作成して ページに掲 、です 強調月間に の普及啓発

連携シン

**ノ**ポジウ

朩

(企画調整 · 情報提供担当

一般家庭から大型ビルまで 最新のエレクトロ技術によ り安心と安全を提供します。

▶ 京浜警備保障株式会社

岡本誠一郎 代表取締役社長

〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内 ☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

同

# 神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理 伊藤 正孝(曾045 - 412 - 2110)

司 辻村 祥造(曾045 - 311 - 5162)

西迫 一郎(曾046 - 221 - 1328)

林 雄一郎(80466 - 26 - 3351) 同

代表理事 八木 時雄(数042 - 773 - 9266)



# 私のおすすめ

# 車いす利用者に優しい飲食店情報を 携帯電話で探せます!

# ~携帯電話用検索サイト「バリぐる」~

入り口に段差がなく、車いすのまま食事を楽しめる場所を外出先で探したい一。そんな声にお応えして、 県内のバリアフリーの飲食店を、携帯電話とiphoneで検索できるサイト「バリぐる」を、私たちキルクが作りました。皆さん、外出する際にぜひ使って、ご感想などをお聞かせくださいね。

# ❖ 県内5700店を調査、1500店を登録

キルクでは、外出先でも安心して食事が楽しめるように、車いす利用者など障害のあるスタッフが中心となり、 県内の飲食店を対象に、電話と訪問によるバリアフリー 調査(昨年度県委託事業)を行いました。

調査のポイントは、次の3つです。

- ●最寄り駅からお店までの道のりや、お店の出入り口に 段差などの障壁が少ないこと
- ●車いすのまま飲食できること
- ●車いす対応または多目的・多機能トイレが、店内か建物内にあること

調査した約5700店のうち、3つの条件をすべて満たす店舗を「オススメ」として約700店、トイレ以外の2つの条件が整っている約800店を加え、約1500店を登録しました。「バリぐる」には、「バリアフリー」で「ぐるめ」という意味を込めています。「バリぐる」なお店を検索して、美味しい味と外出を楽しんでください。

# ❖ 使い方は簡単!~検索して、選んで、確認~

ではさっそく、詳しい使い方を紹介しましょう。

【STEP1】アドレスを入力すると、トップ画面(下)の「オススメのお店」に、県内を8地域に分けてオスス

メ店が表示されます。GPS(位置情報取得機能)付き携帯電話なら、「近くのお店を探す」をクリックすれば、地図上に現在地と最寄りのバリアフリーの飲食店が表示されます。駅名・地域名・フリーワード検索も可能です。(iphoneでは、近くのお店・駅名・地域名での検索ができます)



# 今月は ⇒ **N P O法人神奈川県障害者 自立生活支援センター** がお伝えします!

通称KILC(キルク)。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング(障害者による相談事業)や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2カ所を拠点に活動中。

〈連絡先〉(法人本部)厚木市愛甲953-2

TEL 046-247-7503 FAX 046-247-7508 E-mail info@kilc.org
URL http://www.kilc.org

【STEP2】飲食店の候補一覧から、行ってみたいお店を選んでください。

【STEP3】選んだお店について、入口の段差、車いすでトイレを利用できるかなどを確認できます(右)。店内のトイレが利用できない場合、駅や公共施設など、最寄りの利用可能なトイレを紹介しています。

# ◆最寄から 段差はあるがスロープ・あり ◆出入り口 段差なし ◆店内 段差なし → 店内 段差なし テプ・ル席利用 ◆化粧室 店内に対応トルなし 同施設(○○○内) に多目的トルあり ・ \*\*\*バトに掲載されている情報は2010年7月23日に行った 明素をもとにしております。

# ◆ 車いす対応トイレの整備と情報の一元化が課題

調査を通じて、店舗へのアクセスや店内のバリアフリー環境は整っているのに、車いす対応トイレが未整備のため、利用しにくいお店が非常に多い現状が浮き彫りになりました。また、「多機能・多目的トイレがどこにあるか」の情報の集約・提供も不十分のようです。

こうした問題を解決するため、ユニバーサルデザインのトイレマップをインターネットなどで提供する「Check A Toilet」プロジェクトが全国規模で進められています。

「バリぐる」をきっかけに、障害のある人たちのさらなる社会参加と共に、県民の皆様の一層の理解促進のきっかけとなることを願っています。

# インフォメーション

- ■「バリぐる」 ※携帯電話・iphone専用 http://barigoo.com/
- ■「Check A Toilet」 ユニバーサルデザイントイレマップ

http://www.checkatoilet.com/

# 福祉最前線

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日頃の取り組みをご寄稿いただきます。

# ひとり親家庭の応援団

我が国では過去に、戸籍上の母子家庭でないと、公的支援を利用できない時代がありました。未婚の母の取り扱いも厳しく、特に認知されていない子どもは児童扶養手当の対象とならない時期もありました。その後、あらゆる点で改良され、母子家庭から「ひとり親家庭」へと、支援対象が拡大されてきた経過があります。

児童扶養手当の場合、さまざまな運動の末、平成22年から父子家庭にも支給されるようになりました。しかし 先般、父子家庭の団体が、「震災で被災した父子家庭が、母子家庭と同じように就労支援を受けられるようにして ほしい」と要望を出されているのを拝見しました。仕事に就いていない、幼い子どもを抱えた父親は本当に大変だと思います。このように母子家庭のみを対象とする制度が、今なお存在しています。

(財)神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会(以下、「母子連」)の主な活動は、就業支援を目的とした相談事業です。また、平成22年度には、県から「ひとり親家庭就業支援事業」の委託を受け、無料紹介事業所を併設し職業斡旋などを行っています。"子育てと生計維持"という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとって、働きやすい職場の開拓や就職活動、就労の定着化は大きな課題です。

# **PROFILE**

# (財)神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会 会長 **濵田 恵美子**

昭和27年設立。横浜市·川崎市を除く市町村 母子会で構成。会員数は約2000名。県域母子 会の連絡調整、情報発信、就業支援等を行う。

(連 絡 先) 藤沢市江の島1-11-1かながわ女性センター内 ☎0466-27-2111代 FAX0466-22-1035 E-mail kbosi@kbosiren.com

E-mail kbosi@kbosiren.com

URL http://www.kbosiren.com/

今年はさらに、「出張!なんでも相談会」を計画したところ、行政担当者から「児童扶養手当申請時の現況届が提出される8月に、母子家庭向け相談会(セミナー)を開催してほしい」との要望を頂き、その反響に驚きと喜びを感じています。

また母子連には、ひとり親家庭の父母の意見発信や情報収集を行う「母子部」があり、事務局にも母子家庭の母を採用するなど、体験を生かす取り組みをしています。

たとえば、「一般のパソコン研修を受講しても、復習や応用を学ばないと業務に生かすことは難しい」という母子部の強い要望を受け、オリジナルのフォローシステムを計画しています。

母子連は、「ひとり親家庭」の定義を、母子・父子・ 寡婦(父)・夫の失踪などにより残された母子・DV被 害から逃れている母子等を含めて広義に解釈し、困って いる方々を差別することなく、支援制度や事業が利用で きるようになることを願っています。

私たちは、「ひとり親家庭の応援団」です!

## - 母子連の相談事業 -

- ■就労相談 火曜日~金曜日 午前10時~午後4時
- ■養育相談 第3土曜日 午前10時~午後4時
- ※託児施設あり。ファクス、メールでの相談も対応しています。

# 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険

# 全国170万人 加入!!

http://www.fukushihoken.co.jp



# 特長は

- ●活動場所と自宅との
- 往復途上の事故も補償!
- ●熱中症(日射病・熱射病)による 障害も補償!
- ●ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- ●地震など天災によるケガも補償 (天災タイプご加入の場合)

年 間 保険料 Aブラン… **280**円 Bブラン… **420**円 あります

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意して おりますので、取扱代理店にお問合せください。

# ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の 一環として行われる各種行事における ケガや賠償責任を補償!

# 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動 中のケガや賠償責任を補償!

# 送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故な どによるケガを補償!

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

# 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

# 取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒7100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763 〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社

# 福祉社会をひらく~県社協60年

# **第四回】 「ともに生きる」福祉コミュニティづくりへ** (昭和四十六年~昭和五十五年頃

として、長洲一二県知事 私たちが目指していく福祉の姿を、改めて考えます。 が提唱されました。運動のきっかけや根底を支えている理念などを振り返りながら、 で拡大を続けてきた福祉施策の見直しが求められてくる中で、 昭和四十六年から昭和五十五年の間には、高度経済成長の勢いも停滞し、 (当時) から県民に向けて、 参加型福祉「ともしび運動 本県独自の福祉施策

# オイルショックと福祉見直し論

多いのではないでしょうか。 などの際に、この時の経験を思い出した方も こった、ガソリンやペットボトル飲料の不足 に陥っていました。東日本大震災の直後に起 くり、やっとのことで購入できるような状況 どが店頭から姿を消し、市民は長い行列をつ 行われ、トイレットペーパーや洗剤、砂糖な に直面しました。極端な物不足と買いだめが る中で、第一次石油危機(オイルショック) 昭和四十八年秋、物価がじりじりと上昇す

経済成長から低成長へと移っていきます。ま る第二次石油危機(第二次オイルショック) 昭和五十三年には、イラン革命に端を発す 将来の高齢化についても社会的な関心が 低成長下における福祉施策のあり方 日本経済は次第に、それまでの高度

が話題となっていました。

# 新たな拠点での事業展開

段となっています。 の基本財産として、自主財源確保の貴重な手 車場としました。この駐車場は、現在も本会 運動の要望などもあったため、取り壊して駐 奈川区桐畑の旧会館は、地元の青空駐車一掃 本会も事務所を移転しました。それまでの神 県立社会福祉会館が建設されたことを機に、 昭和四十五年八月、横浜市神奈川区沢渡に

供機能を兼ね備えた研修センターが必要との の研修専門機関として「研修課」 者に対する研修を統合しようと、会館内に県 査研究機能を両輪とし、 れまで分散して実施されていた社会福祉従事 また、県立社会福祉会館の設立に伴い、そ 福祉研修は、 さらに情報収集・提 研修機能と調 が設置され



な社会福祉の拠点として、 福祉会館が設置されました

ととなりました。 会福祉研修・情報センター」が設置されるこ 考えのもと、昭和五十六年四月、本会に「社

帯へ個別に支援金等を配分しており、本会の 設置されました。それまで、各団体が遺児世 いています。 意の寄附により、 されました。現在も、県民の皆さまからの善 舞金や激励金、 遺児援護事業が包括的に行われ、遺児への見 られていました。この基金設置により、交通 善意銀行にも交通遺児のためにと寄託が寄せ 交通遺児援護基金 (原資二千三百万円)」が 県交通安全協会・本会の四者による「県社協 昭和四十六年十月には、県・神奈川新聞社 交通安全の呼びかけ等に使用 本基金を活用した激励が続

# 、ともしび運動」の始まり

就任直後の長洲一二県知事 見直しが論点となっていた昭和五十年七月、 高度経済成長に支えられた福祉施策からの (当時)



すめる県民会議」

# (年表) 主な動き (昭和46年~昭和55年)

昭和46.10	本会交通遺児援護基金事業開始	
12	中央社会福祉審議会「コミュニ ティ形成と社会福祉」答申	
昭和47.4	川崎市、政令指定都市となる	
昭和48.11	第一次石油危機によるトイレットペーパーの買いだめパニック起こる	
昭和50.9	本会第 1 回福祉を語る県民の つどい開催	
昭和51.4	ともしび運動推進協議会設置	
昭和52.6	昭和52.6本会県善意銀行を県ボランティア・センターへ改組昭和53.11ともしび運動をすすめる県民会議設立	
昭和53.11		
昭和54.3	地域ともしび運動推進協議会 が27団体で設立	
昭和55.3	召和55.3 本会高齢者無料職業紹介所廃止	
5	本会経営者部会設置 (団体部会を改組)	

この子達が、将来大人になった時のことを考 きっかけを、「養護学校のお母さん方から、 昭和六十三年十月)の中で、ともしび運動の 跡―」(ともしび運動をすすめる県民会議・ が後の「ともしび運動」につながっていきます。 的体系化を提案しました。これは低成長下に なっている上意下達的な「与えられる福祉 そうしたら、自分達は親だから、元気なうち えてくれという陳情を受けて、相談にこられ 福祉理念を意図していたと言われ、この理念 おける財政の制約を踏まえただけの提案では からの脱皮、 本生産性本部のトップマネジメント・セミナ たので、僕もそのお母さん方と会ったんです。 質」の向上、③福祉施策の連携強化と総合 また、「ともに生きる―ともしび運動の軌 多様化する福祉需要を見極めた新しい そこでは、 いわゆる ②福祉の量的拡大を図るための 「福祉見直し講演」を行 ①従来の住民意識・体質と 働各部・青少年事務局・教育庁の五部局と地 うなことを、何か知事さん考えてくれないか るかと思うと死ぬに死ねない。私らが安心し は面倒はみる。 示しています。 て死ねるように、この子達が、世の中へでた その後、副知事を筆頭に、 文字どおり涙ながらのお話でした。」と 細々とでも、

という知事メッセージが発信され、政策目標 ション)を図りました。 の体系化や、行政機能の統合(インテグレー がいを」の二つに絞り、 題を「障害者の自立促進」「お年寄りに生き 進協議会」が県に設置され、 としての「参加する福祉」の実現が訴えられ 区行政センターで構成する「ともしび運動推 また県民に対しては、一燈をもちよろう。 関係部局の制度施策 運動の当面の課

ました。昭和五十二年六月には、自主的な福

もに、 の事務局を本会が担うこととなりました。 組織など四十七団体を構成団体とした「とも 社会福祉・教育・労働・婦人・青少年・地域 が創設されました。昭和五十三年十一月には、 ランティア・センターに発展改組させるとと 祉活動の振興を図るために、善意銀行を県ボ しび運動をすすめる県民会議 活動の財源として、 「ともしび基金 が発足し、 そ

胸をはって生きていけるよ

しで、

しかし、

死んだあとにどうな

# 地域の中で「ともに生きる」ということ

民生・

衛生・労

域福祉計画の理念にも通じます。 障害などの個別計画を横につなごうという地 祉協議会の理念の根幹と相通ずるものです。 祉を住民参加で創造していこうという社会福 ません。〝一燈をもちよろう〟という言葉に え合い活動が不要になっているわけではあり だからといって、住民参加による地域での支 見せ、量的にも拡大してきています。しかし、 でなく、民間事業者によるものへと広がりを 力のあるものにしようという試みは、 施策を、公私の協働により、 象徴される、ともしび運動の理念は、 現在、福祉サービスは、公的サービスだけ また、縦割りになってしまいがちな制度や 無駄のない実行 地域福 高齢や

(企画調整・情報提供担当)

ユニティを住民参加でいかに作り上げていく

私たちの見据えていくべき課題です。

ニティに改めて注目が集まる中、

地域の共助 福祉コミ

東日本大震災発生後、身近な地域のコミュ

あり方を探り、

「ともに生きる」

# 県社協の

# **東日本大震災から学ぶ」シンポジウム開催**

回東日本大震災から学ぶ の主催で開催されまし シンポジウム」が、 会福祉会館にて、 介護老人保健施設協議会 六月十八日(土)、 第一 本会 県社

被災地の状況や支援経過の報告を焦 に向けた支援が続く中、発災直後の 被災地の復旧・復興

事務局の初動対応について基調講演 点に、災害対策の在り方について考 保健施設協会業務部長)から、 (社全国老人 全国 さん 生かした食糧確保 食事提供サービス 食品横浜支店長) から全国展開する (株日清医療

える場となりました。

初めに出口康雄さん

等について説明されました。 のネットワークを

さらに佐藤信弘

とは何か等、 たことが率直に伝えられました。 られるため、 に全体を見据えた判断・行動が求め 難しさを語りました。専門職として 避難所で臨機応変に対応することの 人ひとりに向き合いながらも、 常に悩み、葛藤してい 優先して対応すべきこ

城県気仙沼市への派遣報告として、

院看護師

は、

災害支援看護師の宮

学ぶシンポジウムを予定しています。

(企画調整・情報提供担当)

会においても、

災害対策の在り方を

本会では、

施設部会や障害の協議

ことが課題であると述べました。

柳田聖子さん(横浜旭中央総合病

支えるために、地域に福祉避難所に 病院での受け入れが難しい方たちを

ふさわしい場所を想定し、確保する

ジウム開催を予定しています。 を深め、年度内に第二回目のシンポ では、今後の災害対策について検討 れました。介護老人保健施設協議会 が語り合う場を持つ必要性が共有さ いの言葉をかけることや、職員同 抱えている場合が多く、積極的に労 帰ってきてしまった」という思いを があり、派遣職員は「何もできずに 派遣した後のサポートについて質問

協議会副会長)から、岩手県陸前高

伸之さん(横浜市老人保健施設連絡

介護職員の派遣については、

漆間

報告されました。一般避難所では生 田市の福祉避難所での支援の様子が

活が難しく、

特別養護老人ホームや

災害支援看護師の派遣活動につい

会場との質疑応答では、被災地に

があり、続いて避難所での介護職員

て、事例報告がありました。

## 福祉作文、ともしびポスター・絵本 作品募集中!



名称	第35回神奈川県福祉作文コンクール	第32回ともしびポスター・第25回ともしび絵本コンテスト		
応募 資格	県内在住・在学の小学生、中学生、特別支援学校生、フリー スクール等の通学生	県内在住・在学の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生、 フリースクール等の通学生		
内容	(1)内容 福祉について日常を通して感じたこと、考えていること、体験したこと、こうしていきたいと思っていることなど 〈例〉☆障害のある方々との交流やお年寄りとのふれあい ☆地域、学校・家庭での体験 ☆福祉施設の方々との交流 ☆幸せな社会をつくるため、こうしていきたいと考えていること ☆赤い羽根共同募金の活動に参加して感じたことなど (2)題 名=自由 (3)字 数=小学生 B4版400字詰め原稿用紙を使用し、 800字~1,000字以内 中学生 A4版400字詰め原稿用紙を使用し、 1,600字~1,800字以内 ※最初の行に題名・学校名(団体名)・学年・氏名(ふりがな) 記入(この部分は字数に含めません)	テーマ「みんながともに生きるまち」 (1)ポスターの部 ※テーマにふさわしい言葉・文字を入れてください。 ①用 紙=画用紙B3判(51.5cm×36.4cm) もしくは4つ切判(54cm×38cm)に準じる ②画 材=カラーペン、絵の具、クレヨン、ポスターカラー、色画用紙等 (2)絵本の部 ①用 紙=原則として、画用紙B4判(26cm×36cm)2枚を半分にし、B5判(18cm×26cm)4枚にしたもの ②頁 数=原則として、表・裏表紙を含む8頁 ③綴じ方=ひも・ホチキス等を使用、縦・横使いは自由 ④画 材=ポスターの部に同じ ⑤ 文 =絵の上でも空いているところでも可、文の形式は文章・詩・吹き出しのいずれでも可 ※作品の裏には必ず所定の応募票を貼ってください(合作の場合は、合作者の応募票も貼ること)。 ※学校で応募される場合は、必ず指定の応募者名簿に必要事項を記入した上で、ご応募ください。		
締切日	平成23年9月8日(木)	平成23年9月8日(木)		
応募先 ・ 問合先	〈応募先〉 学校ごとに、県共同募金会の各市区町村支会内「福祉作文 コンクール事務局」へ送付してください。 〈問合先〉 (1)(福)神奈川県共同募金会 ☎045-312-6339 (2)本会地域福祉推進部ともしび運動推進担当 ☎045-312-4813	(1)または(2)まで、学校等で取りまとめの上、送付または 持参してください。 (1)本会地域福祉推進部 ともしび運動推進担当 ☎045-312-4813 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内 (2)お近くの市町村社会福祉協議会(持参のみ受付) ※横浜市及び市内各区、川崎市内各区の社会福祉協議会では受 付しておりませんので、(1)に送付または持参してください。		

※詳しい募集案内や、昨年度の入選・入賞作品はホームページに掲載しています(http://www.knsyk.jp/tomosibi/index.html)

# information

# 夏休み自助具製作教室〜親子で 福祉の工作教室〜のご案内

便利グッズの製作体験を通して、 ものづくりの楽しさや、生活の不便 さをなくす工夫を学びます。

- ◇日時=7月21日~8月27日の毎週 木曜日・土曜日
- ◇場所=かながわ県民センター
- ◇対象=小学生から高校生まで
- ◇定員=各回10名(先着順)
- ◇材料費=500円
- ◇工作時間=2~3時間程度
- ◇申込方法=参加希望日・住所・氏名・電話番号・学年を明記して、ファクスまたはメール
- ◇問合先=本会ともしび運動推進担当 ☎045-312-4813 FAXO45-312-6307 E-mail tomosibi@knsyk.jp

# かながわシニアスポーツフェスタ 2011参加者募集

- ◇種目=卓球、テニス、ソフトテニス、 ソフトボール、ゲートボール、ペタン ク、弓道、剣道、グラウンド・ゴルフ、 太極拳、ソフトバレーボール、サッカー、ダンススポーツ、なぎなた
- ◇応募資格=県内在住で昭和28年4月1日以前生まれの方
- ◇応募締切=8月19日(金)消印有効
- ◇会場=神奈川県立体育センター他
- ◇参加費=あり ※種目により異なる
- ◇申込方法=所定の申込用紙を送付
- ◇問合先=本会かながわシニア社会 参加推進センター
  - **☎**045−312−4815 FAX045−312−6307 URL http://www.nenrin.or.jp/kanagawa/

# 更生保護・福祉連携シンポジウム のご案内

- ◇日時=9月3日(土)12時45分~16時
- ◇場所=文教学院大学 仁愛ホール
- ◇対象=社会福祉士、精神保健福祉 士、シンポジウムテーマに関心の ある方
- ◇定員=700名(参加費無料)
- ◇申込方法=所定の申込用紙にて、 ファクス、メールまたは郵送
- ◇申込締切=8月10日(水)
- ○問合先="社会を明るくする運動" 中央推進委員会事務局☎03-3580-4111 FAX03-3592-8628E-mail shamei@moj.go.jp
- ※申込用紙は法務省ホームページに 掲載。URLは5面参照。

# 寄附金品ありがとうございました

〈一般寄附金〉広瀬公子、脇隆志 〈子ども福祉基金〉佐藤和成 〈ともしび基金〉石野知江、(社)神奈 川県宅地建物取引業協会、(財)積善会 曽我病院、県立茅ケ崎養護学校、県 立武道館、港栄館、神奈川県ボウリ ング場協会、県立川崎工科高等学校 (合計 30,347,708円)

〈寄附物品〉(㈱ホンダベルノ神奈川東、神奈川鑑賞魚親睦会、神奈川県 定年問題研究会、ともしび展示コーナー() B会 (いずれも順不同、敬称略)



(社)神奈川県宅地建物取引業協会 和氣猛仁会長(左)

㈱ホンダベルノ神奈川東 柳田博之社長(右)より寄贈された電動カート2台は、(N)神奈川県障害者自立生活支援センター「KILC」を通じて、福島県の東日本大震災被災者などへ届けられました

# 東日本大震災に伴う おもてなしパック(応援バック) ご協力ありがとうございました



県・県共同募金会・本会の3者により、県内 一時避難所や公営住宅入居者、被災地で活動 する県内ボランティアの方々に、おもてなし パック(スポーツバッグ・タオル・マスク・ 石鹸・ティッシュ・乾電池)を1000個配布

<協力企業>㈱安藤スポーツ、㈱ファンケル、マエダ薬品商事グループ㈱ 関東日健フーズ、㈱CFSコーポレーション、三菱電機㈱

(いずれも順不同、敬称略)

# 地域福祉(ともしび)推進助成金申請受付中!

- ◆助成金 **15**万円以内 ⇒12月末まで随時申請受付
- ◆助成金】6万円以上 ⇒7月末・12月末まで2回申請受付 【問合先】

本会ともしび運動推進担当 ☎045-312-4813



# ー社会福祉施設の設計監理ー

# <sup>株式</sup>安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808 Tel 03(3449)1771代/Fax 03(3449)1772 E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp URL http://www.yasue-sekkei.co.jp/

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・ アスベスト調査等お気軽にご相談ください



発行日

# かながわ **#**で 情報

エネジーCOLORS「カラ―セラピー

があります。 ですが、その時々の気持ちを映し 人の気持ちも変わってくる可能性 れば、身の回りの色使いによって、 出す鏡のようなもので、言い換え か?・普段、 私近、 気になる色は何色です 無意識に選んでいる色

きました。 心の表現」をテーマに研修会を行 境づくり、 い、大変参考になったと反響を頂 彩心理を応用した居心地の良い環 本会保育協議会では、昨年度「 子どもの絵から分かる 色

改めてお話を伺いました。 研修講師にお呼びした、カラーコ ケア「カラーセラピー」について、 (エネジーCOLORS代表) に、 サルタントの永田明日香さん そこで色の効果を利用した心の

# 心のバランスを保つための色

者施設や個人に対してカラーセラ 保護者を対象とする講習会、 ーを利用した心のケア等を行っ 永田さんは、 保育士や小学校の 高齢

ご本人の気持ちを理解するきっか

バランスを保つために必要な色、 向 ご本人の抱えている問題や正直な ています。 気持ちを前向き 色してもらい、 図 気持ちを引き出し、 かい合う手助けをします。 一つとして、 永田さんの行うカラーセラピ があります。 その色使いから、 「カラー風車」 風車を自由に彩 自分の内面と 心の

仕事や友だちなどのテーマ で、風車に自由に色を塗る

ど、一人ひとり

持てる色な

するそうです。

に合わせて提案

せられました。 活用についての感想がたくさん寄 かな育ちに向けた、保育現場での したい」など、子どもたちの健や ちが楽しく過ごせる環境づくりを 方など保育室でも試し、子どもた しないで使わせたい」 自由に表現できるよう、 からは、 れることができるそうです。 じる色を知り、 けとなるだけでなく、 研修会に参加した保育士の 「子どもが絵を描くとき、 生活環境に取り入 「色の使 心地よく 色を制限

れました。 彩りを増してみては」と語ってく 果を活用して、 あります。 心身のバランスを整えるなど、 人ひとりに深く働きかける効果が 色彩には、人に安らぎを与え、 永田さんは、 人生にも生活にも 色 の効

(社会福祉施設 団体担当)

心と身 押し花

体の活性化を促し、

自分らしさを

を自由に製作することで、 きな色の花と色紙を使い、 ました。

永田さんによれば、

くりにカラ―セラピーが活用され

ある高齢者施設では、

押し花づ

の効果の理解と活用

表現することができる」とのこと

支援者やご家族にとっても、

色の効果について説明する永田さん

# ◆エネジーCOLORS

☎/FAX 042-747-9060

E-mail info@energy-colors.com URL http://www.energy-colors.com/

消防用設備等点検時には無償で点検推進指導員を派遣し

# 防火管理者の皆様へ

東日本大震災(その3)

(執筆) 神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、 関東地方の広 い範囲で液状化現象により被害が発生しました。液状化現象は、沖 積層や盛土などのゆるい砂質土層が分布し、地下水位が高いところ で発生しやすいと分かっています。地形的には、昔河川だったとこ

ろや埋立地などに多く発生しています。 **県や市町村ではホームページ等で予測マップを公開していますの** 心配な方は確認してみてください。ただし、想定地震によって 結果が違うので注意してください。



千葉県浦安市内における液状化の状況

# 消防用設備の 安心を保障します

方々





感

広

告

(財)神奈川県消防設備安全協会

045-201-1908 7